

平成27年4月 NACCS

## ゴールデンウィークにおけるシステムの運用等について

NACCSシステムにおけるゴールデンウィークのシステム対応等について、お客様にご注意いただきたい事項を次のとおり取りまとめましたので、お知らせいたします。

### 【特別対応】

各種電文及び、運送期間等については、以下のとおり対応いたします。

#### 1. 各種電文等の保存期間について

下記の電文につきましては、保存期間を**5月11日(月)まで延長**いたします。

(可能な限り早期に取出し等の対応をお願いいたします。)

- (1) 滞留電文の取出し期間(インタラクティブ処理方式ご利用のお客様(電文受信ソフト含む。))  
4月23日(木)から5月4日(月)までの間に滞留電文となる電文  
(通常、7日間(土日・祝日を含む。))取出し可能
- (2) メールボックスからの取出し期間(メール処理方式ご利用のお客様)  
4月23日(木)から5月4日(月)までの間にメールボックスへ配信される電文  
(通常、7日間(土日・祝日を含む。))取出し可能
- (3) 納付書情報(口座)再出力業務(DLS05)の実施可能な期間  
4月23日(木)から4月29日(水)までの間に当初業務で発生した電文  
(通常、当初業務で電文が発生した日の翌日から6日間(日・祝日を除く。))実施可能

#### 2. メインセンターのデータ保存期間について

GWの休日の関係から、食品等輸入届出DB等、一部のデータの保存期間を**次の表のとおり延長**いたします。

【○:業務実施日 △:通常の保存期間 ◎:延長後の保存期間】

DB名:主な業務名	04月							05月														
	23	24	25	26	27	28	29	30	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14
	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
<通常、当該業務を実施した日から起算して7日間(日・祝日を含む。)>	○						△		◎													
①食品等輸入届出DB:食品等輸入届出事項登録(IFA)		○						△		◎					◎							
②共通管理番号他法令手続明細DB			○						△						◎							
:食品等輸入届出事項登録(IFA)				○						△					◎							
					○						△						◎					
						○						△					◎					
							○						△					◎				
								○						△					◎			
									○						△					◎		
										○						△					◎	
											○						△					◎
												○						△				◎
													○						△			◎
														○						△		◎

#### 3. 運送承認期間の延長について(海上業務)

4月17日(金)から5月1日(金)までの間に許可・承認される申告・申請の保税運送承認の運送期間(輸出申告、仮陸揚及び蔵入・移入・総保入承認申請の併せ運送期間を含む。)及び内国貨物運送承認の運送期間については、**通常の運送期間に加え10日間(土日・祝日を含む。)**延長されて出力されます。

なお、ご不明な点は税関の担当部門にお問い合わせください。

4. 翌週レートの登録日について

課税価格換算用為替レートの使用可能日につきましては、以下のとおり**変更**となります。

- ① 5月3日(日)からの為替レートは、4月29日(水)から使用可能
- ② 5月10日(日)からの為替レートは、5月8日(金)から使用可能

5. 歳入金電子納付システム(REPS)関連の支払期限について

5月1日(金)19:00から5月7日(木)8:30までの間は、財務省歳入金電子納付システムの計画停止のためシステムを停止いたします。したがって、この間の手数料納付については印紙により納付してください。

手数料の支払期限については、全手続き共に休日延長されません。支払期間がゴールデンウィーク期間中にかかる場合は各金融機関の営業時間をご確認の上、お支払いください。

**【通常対応】**

NACCSとしては特別な対応を実施いたしません。ゴールデンウィークに際し、ご参考にして頂きたい事項は以下のとおりです。

1. システムの稼働時間について

ゴールデンウィークを通じて通常の稼働時間となります。

2. メインセンターのデータ保存期間について

(1) ゴールデンウィーク期間中における輸出入申告事項登録等の各種データの保存期間は**通常どおりとし、保存期間の延長はいたしません。**

なお、輸出入申告事項登録情報、修正申告事項登録情報等の保存期間を以下の表に整理いたしましたので、業務の際の参考としてください。

【○:業務実施日 △:通常の保存期間】

DB名: 主な業務名	04月							05月											
	23	24	25	26	27	28	29	30	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11
	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
<通常、当該業務を実施した日から起算して6日間(日・祝日を除く。)>	○							△											
①輸出申告DB:輸出申告事項登録(EDA)		○							△										
②輸入申告DB:輸入申告事項登録(IDA, SWA)				○	○										△				
③共通管理番号輸入申告明細DB						○										△			
④輸入申告(沖縄特免制度)DB							○	○									△		△
⑤修正申告DB:修正申告事項登録(AMA)									○										△
⑥関税等更正請求DB:関税等更正請求事項登録(KKA)																			
⑦別送品輸出申告DB:別送品輸出申告事項登録(UEA)																			
⑧機用品蔵入承認DB:機用品蔵入承認申請事項登録(CTA)																			
⑨移出輸入申告DB																			
:石油製品等移出(総保出)輸入申告事項登録(MWA)																			△

【○:業務実施日 △:通常の保存期間】

DB名: 主な業務名	04月							05月											
	23	24	25	26	27	28	29	30	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11
	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
<通常、当該業務を実施した日から起算して4日間(日・祝日を除く。)>	○				△														
①積コンテナDB:船積情報登録(CLR)		○			△														
※積コンテナ情報を登録した場合			○	○				△											
②輸出自動車DB:輸出自動車情報登録(MOA)						○			△										
③添付ファイル格納DB:添付ファイル登録(MSB)							○	○							△				
									○							△			
										○							△		
											○	○	○	○	○				△

【○:業務実施日 △:通常の保存期間】

DB名:主な業務名	04月							05月											
	23	24	25	26	27	28	29	30	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11
	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
<通常、当該業務を実施した日から起算して10日間(日・祝日を除く。)>	○															△			
インボイス・パッキングリスト情報DB		○															△		
:インボイス・パッキングリスト情報登録等(IVA、IVA02、IVB、IVB02、IVB03)			○																△

【○:業務実施日 △:通常の保存期間】

DB名:主な業務名	04月							05月											
	23	24	25	26	27	28	29	30	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11
	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
<通常、当該業務を実施した日から起算して7日間(日・祝日を除く。)>	○								△										
①バンニング予定情報DB:バンニング予定情報登録(VAP、VPE)		○								△									
②船積情報状況DB:船積確認事項登録(ACL01、ACL02、ACL03、ACL04)			○	○											△				
※出港予定日が入力されていない場合							○	○									△		
③卸コンテナ一覧DB:卸コンテナ情報登録等(DCL02、PKK、PKI)																			
※卸コンテナリストを提出した場合																			
④積コンテナDB:船積情報登録(CLR)																			
※積コンテナ情報を提出した場合																			△

【○:DMF業務で入力された入港年月日 △:通常の保存期間】

DB名	04月							05月											
	23	24	25	26	27	28	29	30	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11
	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
<通常、DMF業務で入力された入港年月日から起算して6日間(日・祝日を除く。)>	○							△											
①コンテナ情報DB		○							△										
②貨物情報DB(海上)			○	○											△				
③積荷目録管理DB※						○										△			
							○	○									△		
									○										△

※積荷目録管理DBについては、DBが削除される前に同一の船舶コード(コールサイン)及び港コードにて次航海分を登録すると、次航海分のデータが保存中の積荷目録管理DBに追記されますので、同一本船で同一港への寄港が2回以上ある場合は、船卸港枝番を付与し登録してください。  
ただし、次航海分のMFR登録前までに前港にてPKIが実施された場合には、積荷目録管理DBが1日で削除されますので、船卸港枝番の付与は必要ありません。

【○:業務実施日 △:通常の保存期間】

DB名:主な業務名	04月							05月											
	23	24	25	26	27	28	29	30	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11
	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
<通常、当該業務を実施した日から起算して6日間(日・祝日を除く。)>	○							△											
①輸入畜産物申請DB:輸入畜産物検査申請事項登録(ILA)		○							△										
②輸入動物検査申請DB:輸入動物検査申請事項登録(IOA)			○	○						△									
③犬等届出申請DB:輸入犬等検査申請事項登録(IQA)						○									△				
④共通管理番号他法令手続明細DB							○	○									△		
:輸入畜産物検査申請事項登録(ILA)、輸入動物検査申請事項登録(IOA)、輸入犬等検査申請事項登録(IQA)									○										△
⑤輸出畜産物申請DB:輸出畜産物検査申請事項登録(EMA)																			
⑥輸出動物検査申請DB:輸出動物検査申請事項登録(EOA)																			

- (2) 前記(1)を含め、具体的な保存期間は、NACCS 掲示板の「NACCS 業務仕様・関連資料」に掲載しております「各種情報(DB)のシステム保存期間」を参考にしてください。

なお、(1)の他にご注意ください主な業務 DB の保存期間を以下にお知らせいたします。

① 航空輸入貨物 DB

輸入混載貨物における MAWB 情報の保存期間は、「混載貨物確認情報登録(HPK)」業務の終了登録が実施された日を含め 7 日間(日・祝日を除く。) です。

② 航空保税運送 DB

対象 AWB がすべて他空港向一括保税運送貨物(ULD 収容)である保税運送申告情報の保存期間は、「保税運送申告(一括)(GOL01)」業務が実施された日を含め 3 日間です。また、対象 AWB がすべて他空港向一括保税運送貨物(ただし、ULD 収容とバラが混在)である保税運送申告情報の保存期間は、「搬入確認登録(システム対象内保税運送)(BIN01)」業務が実施された日を含め 3 日間です。

③ 航空輸出貨物 DB

搬入履歴のない貨物で、「混載仕立情報登録(HDF01)」業務等の混載仕立情報登録が実施された輸出貨物情報の保存期間は、当該業務等が実施された日を含め 3 日間(日・祝日を除く。)です。

④ LDR・搬入伝票 DB

「輸出貨物情報登録(CDB01)」業務等を実施した後、搬入前申告または搬入確認が実施されない場合、搬入伝票情報の保存期間は、当該業務等が実施された日を含め 5 日間(日・祝日を除く。)です。

⑤ 貨物情報 DB

「輸出貨物情報登録(ECR)」業務にて作成され、搬入前申告または搬入確認等の後続業務が行われていない貨物情報 DB の保存期間は、搬入予定年月日から起算して 7 日間(日・祝日を除く。)です。

⑥ S/I 情報 DB

「船積指図書情報登録(SIR)」業務及び「船積指図書情報登録(SIR02)」業務にて作成される S/I 情報 DB の保存期間は次のとおりです。

- 「船積指図書情報登録(SIR)」業務及び「船積指図書情報登録(SIR02)」業務にて新規登録または訂正を行った場合で、出港予定年月日が登録された場合、登録された出港予定年月日から起算して 7 日間(日・祝日を除く。)です。
- 「船積指図書情報登録(SIR)」業務及び「船積指図書情報登録(SIR02)」業務にて新規登録または訂正を行った場合で、出港予定年月日が登録されなかった場合、当該業務を実施した日から起算して 14 日間(日・祝日を除く。)です。

⑦ 輸入申告 DB/ 輸入マニフェスト通関申告 DB

輸入許可となった申告情報は、輸入許可日を含め 6 日間(日・祝日を除く。)です。

⑧ 添付ファイル管理 DB

「申告添付登録(MSX)」業務等の添付関連業務により登録した添付情報の保存期間は、通関関係書類の電磁的記録による提出の対象となっている 申告等実施日を起算日としております。添付関連業務の実施日にはございませんのでご注意ください。また、税関の運用方針のとおり「申告添付登録(MSX)」業務に関しましては、輸出・輸入の各申告後、業務を実施願います。

⑨ 植物等輸入検査申請 DB

輸入検査申請事項登録(IPA)における申請情報の保存期間は365日間です。なお、変更承認された申請情報の保存期間は14日間ですのでご注意ください。

※ ゴールデンウィーク期間中で日曜・祝日に該当する日は、4月26日(日)、4月29日(水・祝)、5月3日(日)、5月4日(月・祝)、5月5日(火・祝)、5月6日(水・休)、5月10日(日)となりますので、日数をカウントする際はご注意ください。

※ 「再出力(ROT)」業務の実施可能な期間

「再出力(ROT)」業務につきましては、DB容量の関係から保存期間延長の対応を行っておりません。従いまして、通常どおり、当初業務で電文が発生した日から 6日間(日・祝日を除く。)実施可能となります。

### 3. 関係省庁業務機能について

#### (1) 関係省庁業務機能

ゴールデンウィークのシステムによる手続き(各官庁の対応状況)は、あらかじめ最寄りの官庁窓口にお問い合わせください。

#### (2) 港湾関連船舶の入出港手続き

税関以外の官庁を宛先として「入港前統一申請」(VPX等)、「入港届」(VIX等)、「出港届」(VOX等)、「入港料減免・還付申請」(KIT)、「船舶運航動静通知」(KMT)、「海側施設使用許可申請」(KST)、「陸側施設使用許可申請」(KLT等)を行う場合、宛先官庁のゴールデンウィークのシステム対応状況により、申請を行っても回答通知等の確認が取れない場合があります。ゴールデンウィークのシステムによる手続き(各官庁のシステム対応状況)は、あらかじめ最寄りの官庁窓口にお問い合わせください。

なお、税関宛の届出については通常どおりに処理されますので、届出情報の宛先選択を行うことにより、システムによる提出をお願いいたします。

#### (3) 「時間外執務要請届(OSA)」業務に係るご案内

ゴールデンウィークにおいても、時間外執務要請届に係る届出種別コード「E」・「F」による申告は可能です。ただし、区分2又は区分3となった場合には、翌開庁日の開庁時間に審査・検査となります。詳細につきましては、各税関窓口にお問い合わせください。

### 4. NACCS専用口座の利用について

5月2日(土)から5月6日(水・休)までの間は、口座残高の積増しはできません。

なお、口座利用可能時間帯につきましては、[こちら](#)をご覧ください。

### 5. マルチペイメントネットワーク(MPN)の利用について

マルチペイメントネットワークでの納付については、金融機関ごとにサービス提供時間が異なりますので、あらかじめ金融機関にご確認の上、納付の業務を行ってください。

### 6. リアルタイム口座振替(ダイレクト方式)の利用について

金融機関ごとにサービス提供時間が異なりますので、あらかじめNACCS掲示板をご確認の上、納付の業務を行ってください。

なお、口座残高の積増しは各銀行のサービス内容によります。

### 7. システム設定関連書類の締切日及びシステム登録日(利用開始日)について

NACCS掲示板(「申込手続(NSS)」→「利用申し込みから利用開始までのスケジュール表」)でもお知らせしている内容となりますが、4月22日(水)締切のシステム設定関連書類にあつては5月1日(金)の利用開始となります。

また、4月28日(火)締切のシステム設定関連書類にあつては5月12日(火)の利用開始となりますので、あらためてご注意ください。詳細は[こちら](#)をご覧ください。

8. ゴールデンウィークにおける利用者設定情報登録業務(U××業務)の制限について

現在、土曜日、日曜日及び祝祭日を除き平日の09:00から17:00(UTB業務については00:00~23:00)までの間、お客様に開放しております利用者設定情報登録業務について、5月2日(土)から5月6日(水・休)までの間は業務が実施できなくなりますのでご注意ください。

なお、照会業務・呼出し業務(照会機能として利用するもの)については終日実施可能となります。

9. デジタル証明書再発行後の再取得可能日について(netNACCSご利用のお客様)

再発行の申込から利用可能(再取得可能)となるのは、当該申込みの翌平日からとなりますのでご注意ください。

<NSSにて再発行申込をした場合>

再発行依頼書の受付日	5/1~5/6
利用可能日	5/7

なお、具体的な手続きにつきましては、NACCS 掲示板のデジタル(クライアント)証明書について、をご覧ください。

10. ゴールデンウィークの問い合わせ等の窓口

「ヘルプデスク」が24時間対応いたします。 電話:0120-794550

但し、5月1日(金)17:30から5月7日(木)08:30までの間に頂いたFAX、電子メール及びNACCSセンターホームページの問い合わせフォームによるお問い合わせに対する回答につきましては、5月7日(木)以降の対応となりますのでご注意ください。